

静岡県薬第 429 号
令和 4 年 9 月 27 日

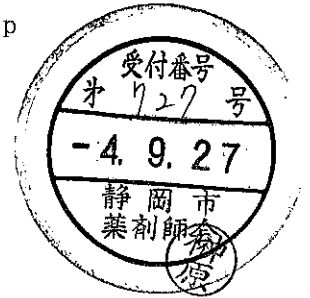
各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 石川 幸伸

医療機関等の駐車場における自動車等の原動機の停止の取扱いについて

標題の件について、静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課長から別添写（令和 4 年 9 月 15 日付け衛薬第 597 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；橋本
電話：054-203-2023/FAX：054-203-2028
E-mail：hashimoto@shizuyaku.or.jp





衛 薬 第 597 号
令和 4 年 9 月 15 日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会静岡県支部長 様
一般社団法人日本保険薬局協会長（静岡県担当扱い） 様

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課長

医療機関等の駐車場における自動車等の原動機の停止の取扱いについて

日頃から新型コロナウイルス感染症対応に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、このことについて、別添のとおり静岡県くらし環境部・環境局生活環境課長から通知がありましたのでお知らせするとともに、適正に運用されるよう、貴会会員に御周知願います。

担 当 薬 事 企 画 班
電話番号 054-221-2411



環生第 173 号
令和 4 年 9 月 7 日

健康福祉部生活衛生局薬事課長 様

くらし・環境部環境局生活環境課長

医療機関等の駐車場における自動車等の原動機の停止の取扱いについて

自動車等の駐車時の原動機の停止については、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日 静岡県条例第 44 号、以下「条例」という。）第 105 条に基づき、自動車等を運転する者は、自動車等の駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならないとされているところです。

今般、県内の医療機関等の駐車場における自動車の原動機の停止について問い合わせがあったため、条例の取扱いについて下記のとおりお知らせします。

また、別添のとおり Q & A を作成しましたので、関係団体への周知をお願いします。

なお、感染症対策局新型コロナ対策推進課、各市町環境保全担当課には、別途通知しておりますので、申し添えます。

記

- 1 医療機関等において、新型コロナウイルスの感染防止対策として 3 密を避けるため、施設側から駐車場での待機を指示又は了解されている場合の自動車については、新型コロナウイルス感染症への罹患が人の身体、生命に危害を及ぼすおそれがあることから、条例の目的の一つである「現在及び将来の県民の健康保護」に鑑み、条例第 105 条第 1 項に基づく原動機の停止を求めない。
- 2 自動車等を運転する者は、1 の場合であっても、必要最低限のアイドリングとし、前向き駐車や騒音低減など周辺環境に配慮する必要がある。

担当 大気水質班
電話 054-221-2253

医療機関等の駐車場における自動車等の原動機の停止に関するQ&A

Q 新型コロナウイルスの感染防止対策として3密を避けるため、医療機関等の駐車場で車内待機する場合も、アイドリング・ストップをしなければならないのでしょうか。

A 医療機関等の駐車場における自動車の原動機の停止については、新型コロナウイルス感染症への罹患が人の身体、生命に危害を及ぼすおそれがあることから、条例の目的に照らし合わせて、次の①及び②を満たす場合、アイドリングが認められます。

① 3密回避のために施設側から駐車場での待機を指示、または了解されていること。

② アイドリングをせずに駐車場で待機することで熱中症や過度な寒さによる持病への影響など健康被害が生じるおそれがあること。

なお、これらの場合であっても、必要最低限のアイドリングとし、前向き駐車や騒音低減など周辺環境への配慮をお願いします。

(参考)

○静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年12月25日条例第44号）

(目的)

第1条 この条例は、静岡県環境基本条例（平成8年静岡県条例第24号。以下「環境基本条例」という。）第3条に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(自動車等の駐車時の原動機の停止)

第105条 自動車等を運転する者は、自動車等の駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（人の乗降のための停止を除く。））、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により自動車等を停止しなければならない場合
 - (2) 交通の混雑その他道路又は交通の状況により自動車等を停止させる場合
 - (3) 当該自動車等が、乗合自動車（同法第27条第1項に規定する乗合自動車をいう。）又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に掲げる自動車である場合
 - (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置（自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
 - (5) 運転を始める前に自動車等の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる場合
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、自動車等の原動機を停止できないことについてやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合
- 2 自動車等の駐車のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者が、当該施設内で自動車等を駐車する場合は、当該自動車等の原動機を停止するように指導しなければならない。